

国家知識産権局行政復議規程(意見募集稿)

※赤字及び取消線が改正箇所

第一章 総則

第 1 条 違法或いは不当な行政行為を防止と是正し、国民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護し、国家知識産権局の法に基づく職権行使を監督と保障し、行政復議による行政紛争の解消の主な道筋の役割を發揮し、法治政府の構築を推進するため、「中華人民共和国行政復議法(中华人民共和国行政复议法)」と「中華人民共和国行政復議法实施条例(中华人民共和国行政复议法实施条例)」に基づき、本規程を制定する。

第 2 条 国民、法人或いはその他の組織が国家知識産権局の行政行為がその合法的權益を侵害すると認め、国家知識産権局に行政復議を申立て、国家知識産権局が行政復議事件を処理する場合、本規程を適用する。

＜新設＞第 3 条 国家知識産権局の行政復議業務は、中国共産党の指導を堅持する。

国家知識産権局は、行政復議の職責を履行し、合法性、公正性、公開性、効率性、利便性、人民のための原則を遵守し、誤りを是正し、法律、法規の正確な実施を保障しなければならない。

第 4 条(旧 3 条) 国家知識産権局の法制業務担当機構は、国家知識産権局行政復議機構(以下、「行政復議機構」という)であり、法に基づき国家知識産権局の行政復議事項を処理する。

＜新設＞第 5 条 国家知識産権局は、行政復議事件を処理する場合、法に基づき調停をおこなうことができる。

調停は、合法、自由意志の原則を遵守しなければならず、国益、社会公共の利益と他人の合法的權益を損なわず、法律、法規の強行規定に違反してはならない。

＜新設＞第 6 条 国家知識産権局は、行政復議機構の人員配備が担当業務任務に適合することを確保し、行政復議職員の専門的資質を向上させ、業務の必要に応じ事件処理の場所、設備などの施設を保障しなければならない。

第二章 行政復議の範囲と参加者

第 7 条(旧 4 条) 本規程第 8 条に別段の定めある場合を除き、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、国民、法人、或いはその他の組織は、法に基づき行政復議を申立てる：

(1)国家知識産権局が行った専利出願、専利権に関する行政行為の場合、専利復議手続、専利権無効宣言手続で行った行政行為に不服の場合を含む；

(2)国家知識産権局が行った商標登録出願、登録商標専用権に関する行政行為の場合、

商標登録復議手続、登録商標無効宣言手続で行った行政行為に不服の場合を含む：

(3) 国家知識産権局が行った集積回路配置設計登録出願、集積回路配置設計専有権に関する行政行為である場合、集積回路配置設計復議手続、集積回路配置設計登録取消手続で行った行政行為に不服の場合を含む；

(4) 国家知識産権局が行った専利、商標代理管理に関する行政行為に不服の場合；

(5) 国家知識産権局に個人の権利、財産権などの合法的権益を保護する法定職責の履行を申立て、国家知識産権局が履行拒否、法に基づき未履行、或いはこれに未回答の場合；

(6) 国家知識産権局が政府の情報公開業務においてその合法的権益が侵害されたと認められる場合；

(7) 国家知識産権局が行ったその他の行政行為でその合法的権益が侵害されたと認められる場合。

第 8 条(旧 5 条) 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、行政復議の範囲に属さない：

(1) 国家知識産権局が下した専利出願拒絶決定、専利復審請求審決、専利権無効宣告請求審決、専利強制許諾使用料裁決、専利開放許諾陳述の公告の可否の決定に対する不服の場合；

(2) 専利権者及び関連専利による権利侵害紛争或いは関連医薬品登録出願の利害関係者以外の国民、法人、或いはその他の組が国家知識産権局の行った専利権期限補償の有無に関する決定に不服の場合；

(3) 国家知識産権局が行った商標登録出願の拒絶決定、商標登録の認可或いは認可しない決定、登録商標の取消或いは取消さない決定、登録商標無効宣告決定、及び前記の決定の復議決定、登録商標無効宣告請求の裁定に不服の場合；

(4) 国家知識産権局が商標違法事件の調査・処分に基づき行った馳名商標の認定結果に不服の場合；

(5) 国家知識産権局が行った集積回路配置設計登録出願の拒絶決定、集積回路配置設計復議の決定、集積回路配置設計登録の取消決定、集積回路配置設計の非自発的許諾報酬の裁決に不服の場合；

(6) 国家知識産権局が行った国民、法人、或いはその他の組織の権利義務に実質的な影響を及ぼさない通知の行為に不服の場合；

(7) 国家知識産権局が国際出願の受理局、国際調査機関、国際予備審査機関などとして行った決定に不服の場合；

(8) 国家知識産権局が地方知識産権局の要請で行った回答に不服の場合；

(9) 国家知識産権局が民事紛争で行った調停の場合；

(10) その他の法により行政復議の申立ができない場合。

第 9 条(旧 6 条) 本規程に従い行政復議を申立てる国民、法人或いはその他の組織は、申立人となる。

行政復議を申立てる権利のある国民が死亡した場合、その近親者は行政復議を申立て

ることができる。行政復議を申立てる権利のある国民が民事行為能力のない者或いは民事行為能力が制限される者である場合、その法定代理人が代わって行政復議を申立てることができる。行政復議を申立てる権利を有する法人或いはその他の組織が廃業した場合、その権利義務の継承人が行政復議を申立てることができる。

申立人以外の同じ行政復議が申立てられた行政行為或いは事件処理結果に利害関係のある国民、法人或いはその他の組織は、第三者として行政復議に参加する申立てができる、或いは行政復議機構は第三者として行政復議に参加することを通知できる。

第三者が行政復議に参加しない場合、行政復議事件の審理に影響しない。

第 10 条(旧 7 条) 申立人、第三者は、1 から 2 名の弁護士、基層法律サービス従事者(訳注:原文、基层法律服务工作者:基層法律服務所管理弁法で認められる律師(弁護士)と同等の職位)、或いはその他の代理人に行政復議への参加を依頼できる。

代理人に委託する場合、行政復議機構に授權委任状、委託人及び被委託人の身分証明書類を提出しなければならない。授權委任状に委託人は署名或いは押印し、委託事項、権限、期限を明記しなければならない。代理人の権限を変更或いは解除する場合、書面で行政復議機構に通知しなければならない。

第三章 申立と受理

第 11 条(旧 8 条) 国民、法人或いはその他の組織が国家知識産権局の行政行為がその合法的權益を侵害していると認められる場合、当該行政行為を知った或いは知りうべき日から 60 日以内に行政復議申立を提出できる。

不可抗力或いはその他の正当な理由により前項に記載の期限に遅延した場合、当該期限は、障害が解消された日から計算を継続する。

国家知識産権局が行政行為を行ったとき、国民、法人或いはその他の組織に行政復議を申立てる権利、行政復議機関と申立期限を通知していない場合、申立期限は、国民、法人或いはその他の組織が行政復議を申立てる権利、行政復議機関と申立期限を知った或いは知りうべき日から起算するが、行政行為の内容を知った或いは知りうべき日から最長 1 年を超えてはならない。行政復議申立が行政行為の行われた日から 5 年を超えた場合、国家知識産権局は、これを受理しない。

<新設> 第 12 条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、申立人はまず国家知識産権局に行政復議を申立て、行政復議の決定に不服の場合、法に基づき人民法院に行政訴訟を提起できる:

(1) 国家知識産権局は本規程第 7 条に規定される法定職責を履行していない状況が存在すると認められる場合;

(2) 政府の情報公開を申立て、国家知識産権局はこれを公開しない場合;

(3) 法律、行政法規の規定によりまず行政復議機関に行政復議を申立てなければならないその他の状況。

前項に規定する状況について、国家知識産権局は行政行為を行うとき、国民、法人或い

はその他の組織に先に行政復議機関に行政復議を申立てるよう通知しなければならない。

第 13 条(旧 9 条) 行政復議を申立てる権利を有する国民、法人或いはその他の組織が人民法院に行政訴訟を提起し、人民法院がすでに法に基づき受理した場合、国家知識産権局に行政復議を申立ててはならない。

国家知識産権局に行政復議を申立て、行政復議機構がすでに法に基づき受理した場合、行政復議期間内に人民法院に行政訴訟を提起してはならない。

国家知識産権局が行政復議申立を受理した後、当事者が人民法院に行政訴訟を提起するとともに、人民法院がすでに法に基づき受理したことが発見された場合、行政復議申立を却下する。

第 14 条(旧 10 条) 行政復議申立は、以下に掲げる条件に適合しなければならない：

- (1)明確な申立人が存在するとともに申立人は行政復議申立の行政行為と利害関係がある場合；
- (2)規定に適合する被申立人が存在する場合；
- (3)具体的な行政復議請求と理由がある場合；
- (4)本規程に規定された行政復議の範囲に属する場合；
- (5)国家知識産権局の管轄範囲に属する場合；
- (6)法定申立期限内に提出されている場合；
- (7)国家知識産権局は当該申立人が同一行政行為に提出した行政復議申立を未受理であるとともに、人民法院は当該申立人が同一行政行為に提起した行政訴訟を未受理である場合。

第 15 条(旧 14、11 条) 申立人は、郵送、窓口提出、或いは国家知識産権局が指定するインターネットルートなどの方法で行政復議を申立てることができるが、申立時に行政復議申立書、申立人の身分証明資料及び必要な証拠資料を提出しなければならない。代理人に委託する場合、代理委任状及び代理人の身分証明資料を同時に提出しなければならない。申立人がその他の利害関係者であり、行政復議が申立てられた行政行為と利害関係があることを証明するために必要な説明をするとともに、相応の証拠を提供しなければならない。

申立人が口頭で行政復議を申立てる場合、必要な証拠資料と身分証明資料を提出しなければならない。国家知識産権局は、法に基づきその場で行政復議申立調書を作成し申立人が提出、或いは申立人に読み聞かせて確認するとともに、申立人は署名し確認しなければならない。

申立人が 2 つ以上の行政行為に不服である場合、それぞれ分けて行政復議を申立てなければならない。

第 16 条(旧 12 条) 申立人が書面で行政復議を申立てる場合、行政復議申立書に以下に掲げる事項を明記しなければならない：

- (1)申立人の基本状況；国民の氏名、性別、年齢、身分証番号、勤務先、郵便番号、通信

住所、連絡先電話、法人或いはその他の組織名称、住所、郵便番号と法定代表者或いは主要責任者の氏名、職位、通信住所、連絡先電話を含む；、

- (2)被申立人の名称；
- (3)具体的行政復議申立；
- (4)行政復議申立の主な事実と理由；
- (5)申立人の署名或いは押印
- (6)行政復議申立日。

第 17 条(旧 13 条) 行政復議申立書には、国家知識産権局が作成した参考書式を使用できる。

行政復議申立書は、手書き或いは印刷できる。

第 18 条(旧 15 条) 国家知識産権局は、行政復議申立書の受取日から 5 日以内に審査を行い、状況に応じてそれぞれ以下のように処理する：

(1)行政復議申立が本規程第 14 条に規定される受理条件に適合する場合、これを受理する；

(2)行政復議申立が本規程第 14 条に規定される受理条件に適合しない場合、これを受理しない決定をするとともに書面で理由を通知する。国家知識産権局の管轄に属さない場合、これを受理しない決定において申立人に管轄権のある行政復議機関を通知する；

(3)行政復議申立の資料に不備がある或いは表現が不明瞭で、行政復議申立が本規程第 14 条に規定される受理条件に適合するかどうかを判断できない場合、申立受取日起算 5 日以内に書面で申立人に補正を通知する、補正通知は、補正が必要な事項を一括して記載しなければならない。

補正が必要な行政復議申立について、申立人は、補正通知の受取日起算 10 日以内に補正資料を提出しなければならない。正当な理由があり期限通り補正しない場合、申立人は、規定の補正期限内に行政復議機構に提出しなければならない。正当な理由なく期限を徒過し補正しない或いは補正が要件に適合しない場合、申立人は、行政復議申立を放棄したと見做す。

行政復議申立の審査期限が満了しても、国家知識産権局は、これを不受理と決定しない或いは補正通知を出さない場合、審査期限満了日に受理したと見做す。

第 19 条(旧 25 条) 国家知識産権局が行政復議申立を受理した後、当該行政復議申立が受理条件に適合しないことを発見した場合、申立却下を決定するとともに理由を説明しなければならない。

第四章 審理と決定

<新設>第 20 条 国家知識産権局は、行政復議申立を受理後、法に基づき普通手続、或いは簡易手続を適用し審理を行う。

国家知識産権局は、以下に掲げる行政復議事件を審理し、事実が明らかで、権利と義

務の関係が明確で、争議が大きくないと認められる場合、簡易手続を適用できる：

- (1)行政復議被申立行政行為がその場で行われた場合；
- (2)行政復議被申立行政行為が警告或いは投訴の批判である場合；
- (3)事件の訴額が 3000 元以下である場合；
- (4)政府の情報公開事件に属する場合。

前項に規定する以外の行政復議案件であり、当事者のそれぞれが簡易手続の適用に同意した場合、簡易手続を適用できる。

簡易手続の審理が適用される行政復議事件で、行政復議機構が簡易手続を適用するべきではないと認める場合、行政復議機構の責任者の承認を得て、普通手続審理に移行できる。

第 21 条(旧 17 条 1 項) 普通手続の審理を適用する行政復議事件の場合、行政復議機構が行政復議申立受理日起算 7 日以内に、行政復議申立書の副本或いは行政復議申立の調書のコピーを関係単位、部門に送付しなければならない。関係単位、部門は行政復議申立書の副本或いは行政復議申立の調書のコピーの受取日起算 10 日以内に、書面で回答を提出するとともに、行政行為が行われた証拠、根拠とその他の関連資料を提出しなければならない。

簡易手続の審理を適用する行政復議事件の場合、行政復議機構が行政復議申立受理日起算 3 日以内に、行政復議申立書の副本或いは行政復議申立の調書のコピーを関係単位、部門に送付しなければならない。関係単位、部門は、行政復議申立書の副本或いは行政復議申立の調書のコピー受取日起算 5 日以内に、書面で回答を提出するとともに、行政行為が行われた証拠、根拠とその他の関連資料を提出しなければならない。

第 22 条(旧 16 条) 普通手続の審理を適用する行政復議事件の場合、行政復議機構は、直接或いはインターネット、電話などを通じ当事者の意見を聴取するとともに、聴取した意見を事件に記録しなければならない。当事者の都合により意見を聴取できない場合、書面で審理できる。

簡易手続の審理を適用する行政復議事件は、書面で審理できる。

第 23 条(旧 17 条 2 項) 行政復議期間中、申立人、第三者及びその委託代理人は、法に基づき関係単位、部門が提出した書面による回答、行政行為の証拠、根拠とその他の関連資料を閲覧、複製できる。但し、国家秘密、営業秘密、個人のプライバシーに関連する、或いは国家安全、公共安全、社会安定に危害を及ぼす可能性がある場合を除く。

第 24 条(旧 19 条) 行政復議期間中、原則的に行政行為は執行を停止しない。但し、行政復議機構は、法に基づき執行を停止すべき状況があると認められる場合、関係単位、部門に執行停止通知書を発行するとともに、申立人及び第三者に通知する。

<新設> 第 25 条 行政復議期間中、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、行政復

議を中止する：

- (1)申立人の自然人が死亡し、その近親者が行政復議に参加するか否か未確定の場合；
- (2)申立人の自然人が行政復議に参加する行為能力を失い、法定代理人が行政復議に参加するか否か未確定の場合；
- (3)申立人の自然人の所在が不明の場合；
- (4)申立人の法人或いはその他の組織が廃業し、権利義務継承人が未確定の場合；
- (5)申立人、被申立人が不可抗力のため、行政復議に参加できない場合；
- (6)法に基づき調停、和解を行い、申立人と被申立人が中止に同意した場合；
- (7)事件関連の法律適用問題について、管轄機関による解釈或いは確認が必要である場合；
- (8)事件の審理は他の事件の審理結果に依拠する場合で、他の事件が未審結の場合；
- (9)その他、行政復議を中止する必要がある状況の場合。

行政復議中止の原因の解消された後、速やかに行政復議事件の審理を再開しなければならない。

国家知識産権局が行政復議事件の審理の中止、再開する場合、書面で当事者に通知しなければならない。

<新設>第 26 条(旧 18 条) 行政復議期間中、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、行政復議は終了する：

- (1)申立人が行政復議申立を取下げ、行政復議機構が取下を許可した場合；
- (2)申立人の自然人が死亡し、近親者がいない或いはその近親者が行政復議権を放棄した場合；
- (3)申立人の法人或いはその他の組織が廃業し、権利義務継承人がいない或いはその権利義務継承人が行政復議権を放棄した場合；
- (4)第 25 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号の規定に従い行政復議を中止され、行政復議を中止した原因が満 60 日経っても未解消の場合；
- (5)その他、行政復議を終了する必要がある状況の場合。

国家知識産権局は、行政復議事件の審理を終了する場合、書面による決定を行い当事者に通知しなければならない。

行政復議機構が行政復議申立の取下を許可し、国家知識産権局が行政復議の中止を決定した場合、申立人は、同じ事実と理由で行政復議申立を提出してはならない。但し、申立人が行政復議申立取下をその真意表示に反することを証明できる場合を除く。

第 27 条(旧 20 条) 行政復議事件の審理は、法律、法規、規則に依拠する。

第 28 条(旧 21 条) 行政行為の認定事実は明らかで、証拠は確実で、適用根拠は正しく、手続は合法で、内容は適切である場合、維持を決定しなければならない。

第 29 条(旧 22 条) 被申立人が法定職責を履行しない場合、一定期間内に履行することを

決定しなければならない。

第 30 条(旧 23 条) 行政行為に以下に掲げるいずれかの状況がある場合、**国家知識産権局は、当該行政行為の取消或いは一部取消を決定するとともに、一定期間内に新たに行政行為を行うものとする：**

- (1) 主な事実が不明で、証拠が不足している場合；
- (2) 適用の根拠が**合法でない**場合；
- (3) 法定手続違反がある場合；
- (4) **職権を超え或いは職権乱用がある**場合。

国家知識産権局が行政行為を新たに行うことを決定した場合、同一の事実と理由で行政復議被申立行為と同一或いは基本的に同一の行政行為を行うことはできない。但し、法定手続違反を理由に取消或いは一部取消を決定した場合を除く。

<新設> 第 31 条 行政行為が以下に掲げるいずれかである場合、国家知識産権局は、当該行政行為を取消さない。但し、当該行政行為が違法であることを確認する：

(1) **法に基づきこれを取消しなければならない。但し、取消が国家の利益、社会公共の利益に重大な損害を及ぼす場合；**

(2) **手続は軽微な違法である。但し、申立人の権利に実際の影響を及ぼさない場合。**

行政行為に以下に掲げるいずれかの状況があり、取消或いは履行を命じる必要がない場合、国家知識産権局は、当該行政行為が違法であることを確認する：

(1) **行政行為は違法である、但し、取消が可能な内容でない場合；**

(2) **元の違法行政行為はすでに変更されているが、申立人がまだ取消或いは当該行政行為の違法性を確認するよう要求している場合。**

<新設> 第 32 条 行政行為の実施主体には行政主体資格を備えていない或いは根拠がないなどの重大かつ明らかな違法状況があり、申立人が行政行為は無効であることの確認を申立てた場合、国家知識産権局は、当該行政行為が無効であることを確認する。

第 33 条(旧 24 条) 行政行為に以下に掲げるいずれかの状況がある場合、**国家知識産権局は、当該行政行為を変更することを決定する：**

(1) **事実は明らかで、証拠は確実で、適用根拠が正しく、手続は合法であるが、内容は適切ではない**場合；

(2) **事実は明らかで、証拠は確実で、手続は合法であるが、正確な適用根拠がない**場合；

(3) **事実は不明で、証拠は不足であるため、行政復議手続を経て事実と証拠を明らかにする場合。**

国家知識産権局は、申立人にさらに不利な変更の決定下してはならない。但し、第三者が反対の申立を提出した場合は除く。

第 34 条(旧 25 条) **国家知識産権局が申立人はその法定職責を履行していないと認めら**

れる行政復議申立を受理後、国家知識産権局は相応の法定職責を負わない或いは受理前にすでに法定職責を履行していることを発見した場合、**申立人の行政復議申立の却下を決定する。**

第 35 条(旧 26 条) 申立人は、行政復議を申立するときに一括して行政賠償請求を提出できる。**国家知識産権局は、**国家賠償法の規定に基づき行政賠償請求を審理し、行政復議決定とともに賠償請求を決定する。

<新設> 第 36 条 当事者が調停を経て合意に達した場合、行政復議調停書を作成し、各当事者の署名或いは押捺を経るとともに、国家知識産権局は行政復議専用印章を押印しなければならない、すなわち法的効力を備える。

調停が合意に達していない、或いは調停書発効前に一方が破棄している場合、国家知識産権局は法に基づき審査する、或いは速やかに行政復議決定を行わなければならない。

<新設> 第 37 条 当事者は、行政復議の決定が下される前に自発的に和解を達成することができるが、和解内容は、国家の利益、社会公共の利益と他人の合法的権益を害してはならず、法律、法規の強制的規定に違反してはならない。

当事者が和解を達成後、申立人は、行政復議機構に行政復議申立を取下げものとする。

第 38 条(旧 27 条) **普通手続を適用して審理する行政復議事件は、**申立受理日起算 60 日以内に行政復議の決定をしなければならない。**但し、法律に規定される行政復議期間が 60 日未満の場合を除く。**状況が複雑で、規定の期限内に行政復議決定を下すことができない場合、行政復議機構の責任者の許可を得て、適切に延長するとともに、書面で当事者に知らせることができる。**但し、延長期間は、**最長 30 日を超えてはならない。

簡易手続を適用して審理する行政復議事件は、申立受理日から 30 日以内に行政復議を決定しなければならない。

申立資料の補正期間と中止期間は、行政復議審理期間に算入しない。

第 39 条(旧 28 条) 行政復議の決定は、国家知識産権局の名義で行う。行政復議決定書は、国家知識産権局行政復議専用印鑑を押印しなければならない。

第 40 条(旧 29 条) 行政復議期間中、行政復議機構は、**関係単位、部門**の関連行政行為が違法**或いは不当であることを**発見した場合、それらに行政復議意見書を発行できる。関係**単位、部門は、**行政復議意見書を受取日起算 60 日以内に関連行政の違法行為**或いは不適切な行政行為を**是正する状況を行政復議機構に報告しなければならない。

(削除) 第五章—期間と送達

第五章 附則

＜新設＞第 41 条 行政復議機関は、法に基づき行政復議の職責を履行しない場合、関係責任者に法に基づき政務処分を科す。行政復議機関の職員が行政復議活動中に、私欲のための不正行為或いはその他の汚職、職務怠慢があった場合、法に基づき政務処分する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

被申立人が行政復議法律法規の規定に違反し、書面による回答を提出しない或いは行政行為を行った証拠、根拠とその他の関連資料を提出しない、或いは国民、法人或いはその他の組織が法に基づき行政復議を申立てるのを妨害、手口を変えて妨害した場合、関係責任者を法に基づき政務処分する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第 42 条(旧 30 条) 期間の開始日は、期間内に算入しない。期間満了最終日が祝日の場合、祝日後の初日を期間満了日とする。本規程における「3 日」、「5 日」、「7 日」、「10 日」に関する規定は勤務日を指し、法定休日を含まない。

~~(削除) 第 31 条 行政復議決定書が直接送達された場合、復議申立人の送達返証(受領書)に署名した日を送達日とする。行政復議決定書が郵送送達された場合、郵送日から満 15 日後を配達日と見做す。~~

~~(削除) 第 32 条 復議申立人或いは第三者が代理人に委託した場合、行政復議決定書は、代理人に送付するほか、復議申立人と第三者の国内の通信住所に送付しなければならない。~~

第 43 条(旧 33 条) 外国人、**無国籍者**、外国組織が**中華人民共和国内**の国家知識産権局に行政復議を申立てた場合、本規程を適用する。

第 44 条(旧 34 条) **国家知識産権局は**、行政復議**申立**を受理する場合、費用を徴収しない。

第 45 条(旧 35 条) 本規程は、**年月日**から施行する。**2012 年 7 月 18 日**に**国家知識産権局令第 66 号**で公布した「**国家知識産権局行政復議規程**」は同時に廃止する。

出所: 国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/2/7/art_75_190214.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェットロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保証するものではないことを予めご了承下さい。